

## 加算

初期加算	30円/日	入所日から起算して30日以内の期間に限り加算
サービス提供体制強化加算Ⅰ(ロ)	12円/日	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合
夜勤職員配置加算	24円/日	夜間の介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減の観点から、基準を上回る看護・介護職員を配置している場合
短期集中リハビリテーション実施加算	240円/日	医師、又は医師の指示を受けた作業療法士等が、入所日から起算して3ヶ月以内に集中したリハビリテーションを週3日以上実施した場合
療養食加算	6円/回	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合
口腔衛生管理体制加算	30円/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき入所者の口腔ケア・マネジメント加算に係る計画が作成され、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
口腔衛生管理加算	90円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言、及び指導を行った場合。又、歯科衛生士が当該入所者の口腔に関し、介護職員からの相談等に必要に応じ対応した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日 (入所日から7日を限度)	認知症の行動・心理症状が認められた利用者について緊急に介護保健施設サービスを行った場合
認知症情報提供加算	350円/回 (入所中1回を限度)	認知症の恐れがあると医師が判断し、利用者及び家族の同意を得た上で認知症疾患医療センター等に紹介を行った場合
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450円/回	入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
退所前連携加算	500円/回 (1人につき1回を限度)	退所前に居宅介護支援事業所との居宅サービスの調整を行った場合
訪問看護指示加算	300円/回 (1人につき1回を限度)	退所時に医師が指定訪問看護が必要であると認め、訪問看護指示書を交付した場合
地域連携診療計画情報提供加算	300円/回 (1人につき1回を限度)	退院した日の属する月の翌月までに、地域連携診療計画管理料を算定する病院に診療情報を文書により提供した場合
試行的退所時指導加算	400円/回 (1ヶ月につき1回を限度)	試行的に退所される際に、入所者及び家族に対して、退所後の療養上の指導を行った場合(試行的な退所を行った月から3ヶ月の間に限り)
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数に1.6%を乗じた金額の単位数	介護職員の更なる資質向上、雇用管理の改善、労働環境改善の為の加算

\*症状が著しく変化し緊急その他やむを得ない事情により医療行為を行った場合は1日518円の緊急時治療管理費をいただきます。

\*外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は、基本料金に代えて362円となります。但し、居住費については記載通りいただきます。